

## ～高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン接種～

予防接種には、法律に基づいて市町村が主体となって実施する「**定期接種**」と、希望者が各自で受ける「**任意接種**」があります。接種費用は、定期接種は公費ですが（一部自己負担あり）、任意接種は自己負担となります。高齢者の肺炎球菌感染症は、2014年10月からB類疾病\*1に分類され、ワクチンは65歳以上及び一部の60～64歳の方に対し定期接種となりました。これまで66歳以上の方に対しても1回の接種機会が提供されてきましたが、2024年3月31日でこの措置は終了しています。

今回は、2024年度以降の肺炎球菌ワクチンの定期接種について、また任意接種を含めた接種の考え方をご紹介します。

### 1. 定期接種について

#### 【使用する肺炎球菌ワクチン】

一般名：23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（以下、PPSV23）

製品名：ニューモバックス NP®

その他のワクチンは定期接種として受けることはできません

#### 【2024年度以降の対象者】

対象者1：65歳の方

対象者2：60～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方

対象者3：60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方  
但し、すでにPPSV23を接種したことがある方は、定期接種の対象とはなりません。

#### 【注意点】

- 対象となるのは生涯で1回のみで、65歳の方の接種機会は65歳の1年間です。希望される方は機会を逸することのないようご注意ください。
- 過去にPPSV23以外の肺炎球菌ワクチンを接種したことがある場合でも、対象者であればPPSV23を定期接種することができます。

### 2. 任意接種を含めた接種の考え方

免疫不全患者状態のある患者へは、PPSV23以外の肺炎球菌ワクチンとPPSV23との連続接種が推奨されており、基礎疾患のある患者へは連続接種を検討することが推奨されています。65歳以上の成人に対する肺炎球菌ワクチン接種の考え方を次頁の図に示します。なお、上記の対象者2および3の方は「65歳の者」に準じます。

#### 【考え方】

- 定期接種対象者が、定期接種によるPPSV23の接種を受けられるように計画を立てることを推奨。
- PPSV23未接種者に対して連続接種をする場合には、予定する定期接種の時期を考慮してPCV13\*2/PCV15\*3  
→PPSV23の順で連続接種する事が考えられる。

\*1 B類疾病とは

政令で定める、特に予防接種を行う必要があると認められる疾病ではない疾病（例；インフルエンザ）

その予防接種は個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする。

\*2 PCV13：沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（製品名 プレベナー13®）

2024年9月30日でプレベナー13®は発売終了予定。今後、プレベナー20®（8月30日発売）へ置き換わると考えられる。

\*3 PCV15：沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（製品名 バクニューバンス®）

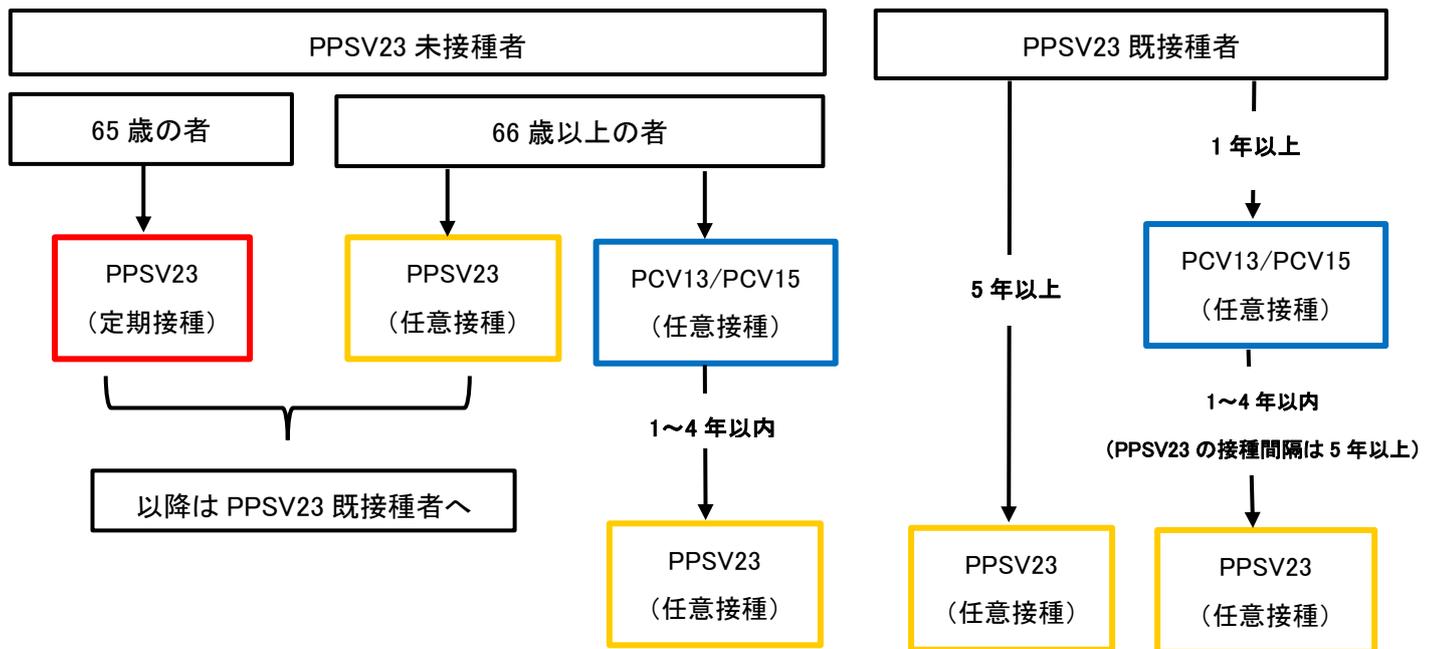


図. 65歳以上の成人に対する肺炎球菌ワクチン接種の考え方

日本感染症学会/日本呼吸器学会/日本ワクチン学会 合同委員会(2024年4月)資料から作成

### 3. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種で健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから救済制度が設けられています。制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談下さい。

今秋は新型コロナワクチンの定期接種も話題となっています。定期接種の実施主体は市町村です。情報(場所や費用など)は市町村で異なりますので、情報をご確認のうえ接種計画にお役立てください。

★内容についてのご質問・お問い合わせは当院薬剤科医薬品情報管理室までお寄せください。

参照

国立感染症研究所 IASR Vol.35 p.240-241、Vol.39 p121-123、Vol.45 p12-14

厚生労働省

第54回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 2023(令和5)年6月14日資料1

第22回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会 2023年12月1日資料1

日本感染症学会 65歳以上の成人に対する肺炎球菌ワクチン接種に関する考え方 第5版 2024年4月1日